

令和7年3月

荷主各位

広島県過積載防止対策連絡協議会



広島県警察本部  
広島労働局  
中国運輸局広島運輸支局  
独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部  
中国地方整備局広島国道事務所  
中国地方整備局福山河川国道事務所  
中国地方整備局三次河川国道事務所  
広島県  
広島市  
西日本高速道路株式会社 中国支社  
本州四国連絡高速道路株式会社  
しまなみ尾道管理センター  
広島高速道路公社  
(公社)広島県トラック協会

## 過積載運行の防止等のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、交通運輸に関する施策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック運送事業は国民生活に密着した消費関連貨物から建設関連・生活関連貨物等、産業活動に至る貨物まで幅広い輸送を担い、我が国経済社会の発展に大きな役割を果たしているところですが、一方では、交通事故の防止、排気ガスや騒音、振動といった交通公害の防止などの社会的使命が課せられています。

特に、これらの重大な原因となる過積載運行につきましては、トラック運送事業者に対してあらゆる機会を通じて指導・啓発を行うとともに、荷主の皆様にご協力をいただき、その防止に取り組んでいるところですが、過積載による運送は、依然として後を絶ちません。

このため、関係機関による交通取締りの強化が押し進められており、違反を行ったトラック運送事業者に対しては、長期間の車両停止処分や「許可の取消し」「営業所の事業停止」等の厳正な行政処分が行われています。

広島県では、平成29年4月から令和6年12月までの間、延べ2社が290日車の車両使用停止処分を受けています。また、全国では過積載違反等により運送事業の許可の取消し処分となった事例も存在します。

過積載の防止は、トラック運送事業者の基本的遵守事項であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。なおいっそうの過積載運行の排除をすすめるためには、荷主の皆様方のさらなるご理解とご協力が不可欠であることから、平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法において、過積載運行を招くおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合に働きかけ等を行う制度が創設されました。

つきましては、別添のことについて特にご配慮いただき、過積載とならない運送の依頼及び適正な取引関係の維持に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 過積載運行は重大事故や交通環境の悪化を引き起こす 大きな社会問題です

- ① 車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行した場合、制動距離が延びたり、ハンドル操作性が悪くなり、重大事故につながり易くなります。
- ② 過積載車両は路面に過大な荷重を加えるので、舗装や橋梁の傷みを早め、その耐用年数を短縮させてしまいます。
- ③ 過積載運行はエンジンや車体に過大な負担をかけるので、騒音、振動、排気ガスを増大させ、沿道の環境を悪化させることとなります。また、燃料消費量の増加にもつながります。
- ④ 過積載での走行はホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故などの原因となります。

## 運送の依頼にあたっては荷物の重量を明示してください

トラックの積載量は、その車の架装の状態により異なります。

たとえば、一般的に「4トン車」といわれる貨物自動車は、一定の基準の範囲内で荷台を極端に改造していない車両で、4トン程度の荷物を積載できる標準的な車両をいいます。ところが、同じ大きさの車台であっても、冷凍冷蔵車やクレーン付き車両に架装した場合は、架装した重量分だけ積載可能な量が少なくなり、「4トン車」といっても3トン程度しか積載できないものが多くあります。

運送を依頼されるときは、車両の大きさを指定するだけでなく、積載する荷物の重量を明示して、積載量に見合った適正な配車を要請してください。



## 過積載等を強要した場合は荷主の責任が問われます

荷主が運転者に対し過積載運行を要求することは道路交通法で禁じられており、違反行為を反復する恐れがある場合は、その荷主に対して「警察署長の過積載再発防止命令」が発せられ、これに従わなかった場合は懲役又は罰金が科せられます。

また、貨物自動車運送事業法では、過積載運行や過労運転を直接強要した場合のみならず、過積載運行等とならざるを得ない運送の指示を行った荷主に対しては、国土交通大臣が勧告を発し荷主を公表する場合があります。

過積載運行や過労運転を余儀なくさせるような運送契約を結ぶことのないようお願いします。

## 運賃・料金制度についてのご理解とご協力をお願いします

昨今、中小零細企業が大多数を占めるトラック業界は、軽油価格が不安定に推移する中、燃料コスト負担が業界における自助努力の範囲を超え、きわめて厳しい経営状況にあります。

トラック運送事業者につきましては、平成16年4月から元請事業者と実運送事業者の取引に対しては下請法（下請代金支払遅延等防止法）、荷主と元請事業者等に対しては独占禁止法に基づく物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）が適用され、荷主による不当対価、取引上の地位の不当な利用等の禁止について公正取引委員会及び中小企業庁より厳格な運用が図られているところです。

トラックによる事故や違反が多発する中、輸送原価を下回る低運賃での輸送依頼は、乗務員の労働条件の確保、車両の安全な運行をおろそかにする行為につながりかねず、結果として過積載運行を誘発し、ひいては重大事故に結びつくことにもなります。

安全で安定した輸送の維持のためにも、適切な運賃・料金での運送依頼を行なうようご理解とご協力をお願いします。

## 基準緩和の認定を受けた大型トレーラの取扱いについて

自動車は、道路運送車両法の保安基準により、道路を運行することができる限度として車両総重量、幅、高さ等の最大値が定められています。建設機械、橋桁等の分割不可能な長大物品を運送する場合、例外的に基準緩和の認定を受けたトレーラ等で運送することとなりますが、このトレーラには分割不可能な長大物品に限って運送できる等の条件や制限が設けてありますので、条件、制限を遵守して運送されるようお願いいたします。

また、道路法及び道路交通法は、荷物の積載状態での基準となっています。道路法では、荷物及び車を含めた状態で、長さ12m以下、幅2.5m以下、高さ3.8m以下（高さ指定道路4.1m以下）、重さでは総重量20t以下（重さ指定道路最大25t以下）及び軸重10t以下等の基準が定められています。道路交通法では、積荷の大きさは車両の長さの10分の2を加えたもの以下で、かつ前後のはみ出し長さはそれぞれ車両の長さの10分の1以下、積荷の幅については大きさが車両の幅の10分の2を加えたもの以下で、かつ車両からの左右のはみ出しはそれぞれ車両の幅の10分の1以下と定められています。この基準を超えて荷物を積載する車両については許可申請が必要ですが、昨今、許可を取得しないまま、又は許可以外の経路を通行するなどの違反行為が多く見られる状況にあります。

つきましては、安全な運行の確保のためにも、運送事業者が基準に適合した車両を有し許可を取得しているかどうか、また、許可を要する場合にあっては、許可の取得に必要な期間を考慮していただくとともに、許可の取得が可能かなどを十分確認のうえ、運送を依頼していただくようお願いいたします。

なお、基準を超える荷物を運送する場合の許可等につきましては、道路管理者又は最寄りの警察にお問い合わせください。

特殊車両通行許可申請については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

事務局 中国運輸局広島運輸支局

広島市西区観音新町4丁目13番13-2号

電話 082-233-9167



令和7年3月

荷主各位

広島県過積載防止対策連絡協議会



広島県警察本部  
広島労働局  
中国運輸局広島運輸支局  
独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部  
中国地方整備局広島国道事務所  
中国地方整備局福山河川国道事務所  
中国地方整備局三次河川国道事務所  
広島県  
広島市  
西日本高速道路株式会社 中国支社  
本州四国連絡高速道路株式会社  
しまなみ尾道管理センター  
広島高速道路公社  
(公社)広島県トラック協会

## 大型トレーラなどの適正な運行への協力について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。

平素は、交通運輸に関する施策の推進に格別なるご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の道路は、一定の構造基準により作られていることから、道路の保全、交通の危険を防止するため、道路法により道路を通行する車両の大きさや重さが制限されています。

この制限を超えた大型トレーラなどの車両を「特殊車両」といい、道路を通行する場合には特殊車両通行許可が必要となります。

なお、特殊車両通行許可の取得は、申請から許可までの期間が各道路管理者との個別審査が必要な場合には、1ヶ月～2ヶ月以上を要すこともあり、昨今、無許可運行や通行条件違反運行（許可以外の経路を通行、誘導車の配置を行わない）も見受けられ、重大事故につながる要因ともなっています。

輸送の安全確保、法令遵守は、トラック事業者の責務ではありますが、安全・安心な運行を維持するためには、荷主の皆様方の更なるご理解とご協力が不可欠です。

つきましては、裏面について、特にご配慮いただき、トラック運送事業者が通行許可に要する期間を確保できる早めの発注、通行許可申請や許可条件（誘導車配置）に係る費用負担など、適正な運送依頼に積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

## 特殊車両とは

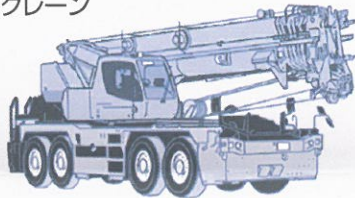
### ●「車両の構造が特殊」

車両の構造が特殊なため、一般的制限値のいずれかが超える車両で代表的な車種としては、トラッククレーン等自走式建設機械、トレーラ連結車の特例5車種(バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車運搬用)のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加3車種等があります。

### ●「貨物が特殊」

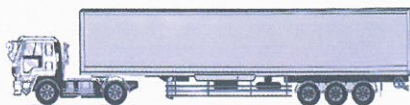
分割不可能なため、一般的制限値のいずれかを超える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱等の貨物をいいます。

#### ●トラッククレーン

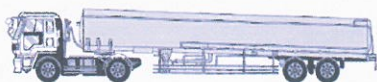


#### ■特例5車種

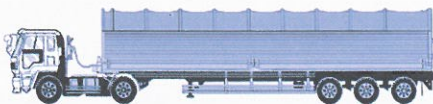
##### ①バン型セミトレーラ



##### ②タンク型セミトレーラ



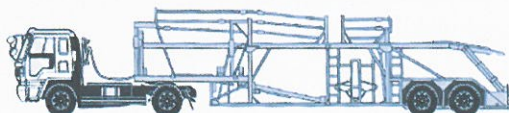
##### ③幌枠型セミトレーラ



##### ④コンテナ用セミトレーラ

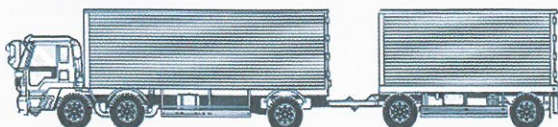


##### ⑤自動車運搬用セミトレーラ



#### ◎フルトレーラ

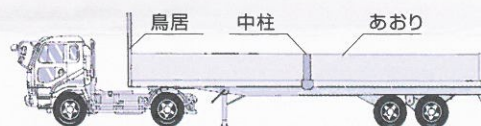
※フルトレーラ連結車については、トラックおよびトレーラの双方が同一の種類の車両である必要はなく、それぞれが①～⑥に該当すればいい。



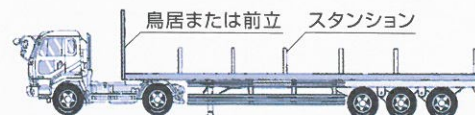
#### ■追加3車種

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり等や固縛装置を有していなければなりません。

##### ①あおり型セミトレーラ

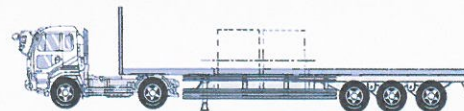


##### ②スタンション型セミトレーラ

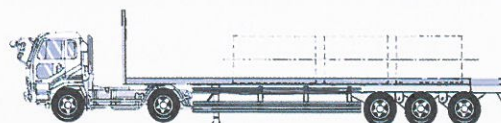


##### ③船底型セミトレーラ

###### タイプI

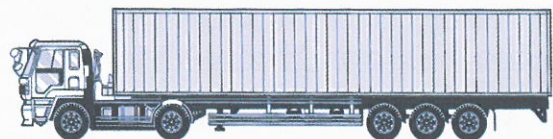


###### タイプII

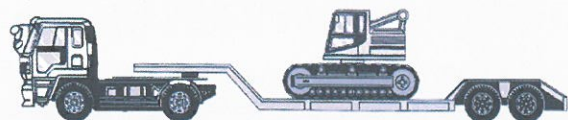


#### ●特殊な貨物を運搬する車両の例

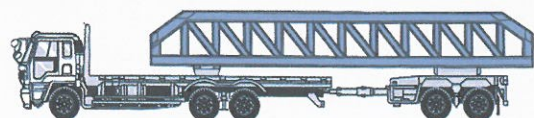
##### ①海上コンテナ用セミトレーラ



##### ②重量物運搬用セミトレーラ



##### ③ポール・トレーラ





## 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

|    |        | 一般的制限値(最高限度)   |    |       |    |                   |
|----|--------|--|----|-------|----|-------------------|
| 寸法 | 幅      | 2.5m   | 長さ | 12.0m | 高さ | 3.8m(高さ指定道路は4.1m) |
|    | 最小回転半径 | 12.0m  |    |       |    |                   |
| 重量 | 総重量    | 20.0トン(高速自動車国道および重さ指定道路は25.0トン)  |    |       |    |                   |
|    | 軸重     | 10.0トン   |    |       |    |                   |
|    | 隣接軸重   | 18.0トン：隣り合う車軸の軸距が1.8m未満<br>19.0トン：隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下<br>20.0トン：隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 |    |       |    |                   |
|    | 輪荷重    | 5.0トン  |    |       |    |                   |

## 車両の制限に基づく法令

※下記内容は一例で、詳細はお尋ねください。

道路法のほかに、道路交通法、道路運送車両法においても車両諸元の制限があり、それぞれの法の目的に応じて、車両の幅、長さ、重量等について規定が設けられています。各法令による車両諸元に関する規定を比較すると主な制限値は以下のとおりになります。

|            | 道路法(車両制限令)  | 道路交通法(道路交通法施行令)   | 道路運送車両法(道路運送車両の保安基準)                      |
|------------|---|---|---|
| 高さおよび長さの規定 | <p>高さ 3.8m<br/>長さ 12m<br/>(高さ指定道路では4.1m)</p>                        | <p>高さ 3.8m<br/>長さ <math>L'</math><br/>積載物の長さ <math>\leq W \times 1.2</math><br/>[けん引する自動車の前輪]から [けん引される自動車の後輪]までの長さは25m</p> | <p>高さ 3.8m<br/>長さ 12m<br/>積載物の状況は問わない</p> |
| 幅の規定       | <p>積載物<br/>2.5m</p>   | <p>積載物<br/><math>sw \times 0.1</math> <math>sw \times 0.1</math><br/>W<br/>左右の貨物のみ出し <math>\leq W \times 0.1</math></p>     | <p>積載物の状況は問わない<br/>2.5m</p>               |
| 重量         | <p>軸重 10t<br/>総重量<br/>・高速自動車国道および重さ指定道路(最大25t)<br/>・その他の道路(20t)</p> | <p>規定なし<br/>[自動車検査証の重量の制限を超える積載は過積載となる]</p>   | <p>軸重 10t<br/>総重量 (最大25t)</p>             |

## 通行条件

審査の結果、道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

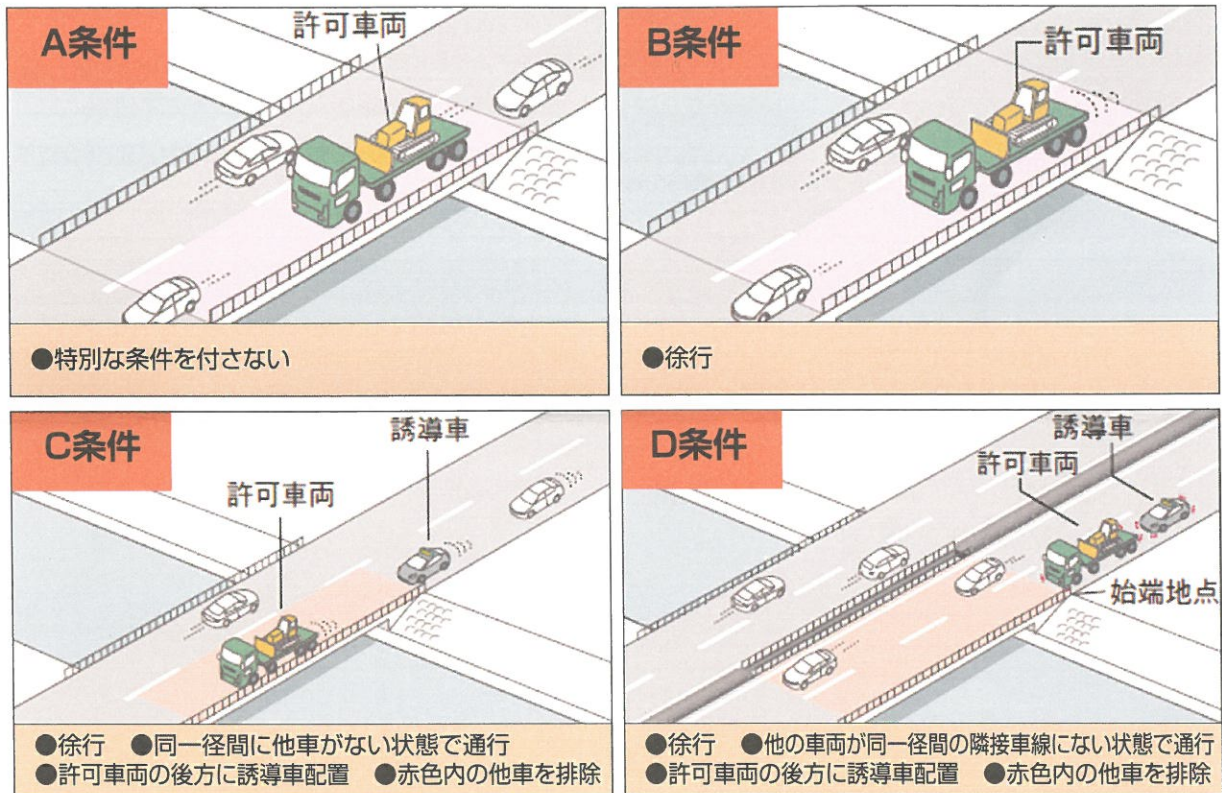
| 内容   |      |
|------|------|
| 記号区分 | 記号区分 |
| A    | A    |
| B    | B    |
| C    | C    |
| D    | D    |

| 記号区分 | 重量に関する条件   | 記号区分 | 寸法に関する条件   |
|------|--|------|--|
| A    | 特別な条件を付さない。  | A    | 特別な条件を付さない。  |
| B    | 徐行することを条件とする。  | B    | 徐行することを条件とする。  |
| C    | 以下を条件とする。<br>①徐行をすること。<br>②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。<br>③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。   | C    | (屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所の通行の場合)<br>以下を条件とする。<br>①徐行をすること。<br>②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。<br>③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。<br>(交差点の左折又は右折の場合)<br>以下を条件とする。<br>①徐行をすること。<br>②対向車等との衝突、接触その他事故の危険を生じさせない状態で通行すること。<br>③②のため、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。 |
| D    | 以下を条件とする。<br>①徐行をすること。<br>②他の車両との距離を確保することによって、通行する車線の一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること。<br>③②のため、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し通行すること。<br>④隣接する車線の前方(隣接する車線が同一方向の車線である場合は後方)を十分に確認し、他の車両が隣接車線を通行しようとしているときは橋梁等への進入を控えることなどによって、可能な限り、隣接する車線における一の径間を同時に通行する他の車両がない状態で通行すること(すれ違い、追越し等によってやむを得ず他の車両が一の径間を通行することとなるときは一時停止すること。) | D    |  |



## 許可条件

道路管理者が通行することがやむを得ないと認めるときには、通行に必要な条件を付して許可されますが、その条件には次のようなものがあります。



### ● 誘導車

誘導車は、カーブや厳しい交差点部等を通過する際に他の交通安全を確保するための誘導措置や、橋梁等の構造物の保全等のために配置するものです。

### ● 誘導車の配置条件が付される場合

|          |  |
|----------|--|
| 重量に関する場合 | 車両が重いまたは耐荷力が低い橋梁等で車両を通行させる場合には、橋梁の同一径間内にその車両のみを通行させる必要があり、そのために当該車線上から他の車両を排除し、徐行するために当該車両の後方に誘導車を配置します。                       |
| 寸法に関する場合 | 車両の寸法が大きいためまたは道路構造の空間寸法が厳しいために、曲線部の通行の際やトンネル等を通行する際に高さの関係で他の車線にはみださなければ通行できない等の車両の場合には、交通の危険を防止する観点から、徐行し、かつ当該車両の前方に誘導車を配置します。 |

※令和3年3月29日以降、事前に国土交通省が定めるオンライン講習を受講しなければ誘導車を運転することは出来ません。

## 罰則

許可なくまたは許可条件に違反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。